

名称	フラワーヒル住宅地
所在地	下富1043-123他 北岩岡
認可年月日	平成17年10月4日
期間満了日	令和7年10月3日
区域面積	73,755.12㎡
区画数	364
用途地域	無指定
協定事項	<p>(1) 建築物は一戸建専用住宅とし、玄関は、1か所とする。</p> <p>(2) 階数は地階を除き2以下とする。</p> <p>(3) 建築物の高さは、建築協定認可時(以下「前協定認可時」という。)の地盤面(以下「地盤面」という。)から10メートル、軒の高さは6.5メートルをそれぞれ超えないものとする。</p> <p>(4) 敷地の地盤面は、前協定認可時の高さを変更してはならない。ただし、出入り口及び自動車保管場所を設置するための切土及び盛土についてはこの限りではない。</p> <p>(5) 前協定認可時に築造されている石積み等の天端位置より道路方向へ人工地盤等の工作物を張り出したり延長してはならない。</p> <p>(6) 建築物の敷地は、別添区域図に示す区画とし、敷地の合併又は分割はできないものとする。</p> <p>(7) 地盤面から建築物の各部分までの高さは、当該部分から真北方向に測った敷地境界線(敷地の北側に道路、公園、広場、その他これに類するものが接する場合はそれらの中心線)までの水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値以下とする。</p> <p>(8) 建ぺい率は、10分の5以下とする。</p> <p>(9) 容積率は、10分の10以下とする。</p> <p>(10) 壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(道路境界線は除く。)までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は1メートル以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(a) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>(b) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(11) 建築物の外側から直接二階に通じる階段は、設置することができない。</p>

フラワーヒル住宅地

